

小規模企業者元気づくり事業

小規模企業者の、事業拡充等に向けた取り組みを対象とした補助金です。

《補助対象者》

県内に事業拠点を有する小規模企業者（※）で、本事業を活用して補助対象事業に取り組もうとする者

※ [商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条を準用]

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

《補助対象事業》

- ① 販路拡大（商談会への参加など）
- ② ICTの導入による付加価値・生産性の向上（ホームページ開設、管理システム導入など）
- ③ 新商品・新サービスの開発（3Dプリンターを導入しての新商品開発など）

《補助率》

- ① 一般枠： 1 / 2 （グループの場合^{※1}は 2 / 3）
- ② 特別枠^{※2}： 8 / 10 （グループの場合^{※1}は 9 / 10）

※1：2人以上の小規模企業者の集まり（組合等）で、それら構成員が共同して事業を行う場合

※2：新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上高等が前年同月比で20%以上減少している方が対象

《補助額》

上限100万円

《補助対象となる経費》

機械器具等導入費、新商品等開発費、展示会出展費、広告費 等

《募集期間》

令和2年6月8日（月）～30日（火）必着 ※交付決定予定：8月31日の週

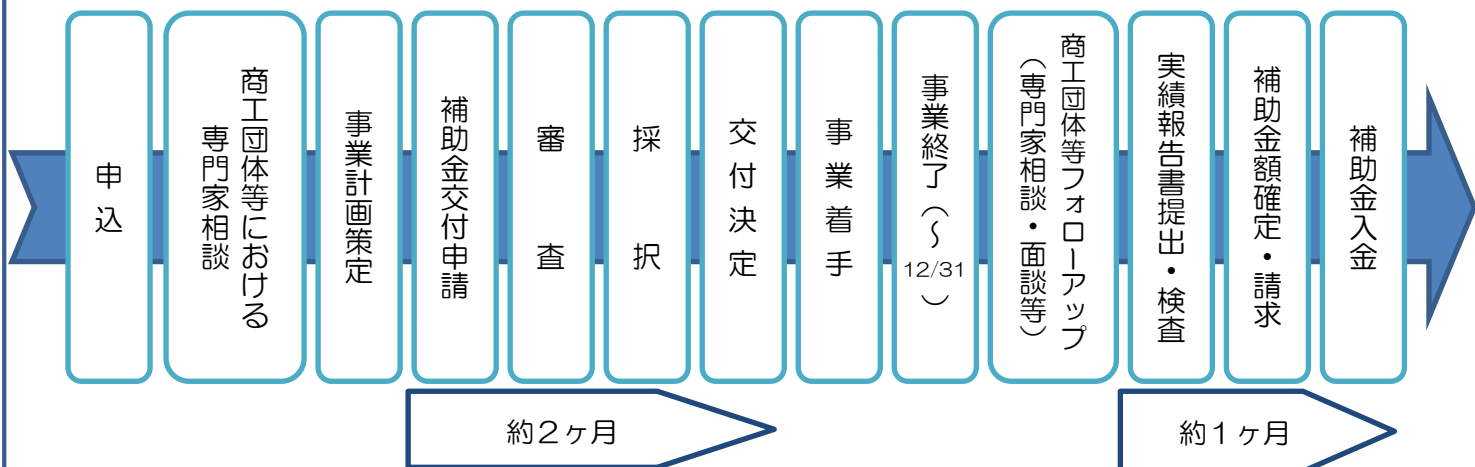
- （注1） 募集の最終日は、午後5時を最終提出期限とします。事業計画の内容に誤りや記載不備等が見られる場合もありますので、できるだけ最終日より前に提出確認又は相談をお願いします。
- （注2） 交付決定予定は、状況による変更する場合があります。
- （注3） 予算の範囲内で再募集する場合があります。

《手続きの流れ》

※小規模企業者の窓口は商工団体等となります。

※各提出資料については、下記商工団体等へお問い合わせください。

※採択後の補助金交付決定日から、令和2年12月31日までに事業を完了する必要があります。



《応募書類提出、お問い合わせ・相談先》

《県内商工会議所》

■大館商工会議所

〒017-0044 秋田県大館市御成町2丁目8番14号
TEL 0186-43-3111 FAX 0186-49-0556

■秋田商工会議所

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号
TEL 018-866-6677 FAX 018-862-2101

■横手商工会議所

〒013-0021 秋田県横手市大町7番18号
TEL 0182-32-1170 FAX 0182-33-5642

■能代商工会議所

〒016-0831 秋田県能代市元町11番7号
TEL 0185-52-6341 FAX 0185-55-2233

■大曲商工会議所

〒014-0027 秋田県大仙市大曲通町1番13号
TEL 0187-62-1262 FAX 0187-62-1265

■湯沢商工会議所

〒012-0826 秋田県湯沢市柳町1丁目1番13号
TEL 0183-73-6111 FAX 0183-73-2900

《商工会総合窓口》

■秋田県商工会連合会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号
TEL 018-863-8493 FAX 018-863-8490

《中央会窓口》

■秋田県中小企業団体中央会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号
TEL 018-863-8701 FAX 018-865-1009

《信用保証協会窓口》

■秋田県信用保証協会

〒010-0923 秋田県秋田市旭北錦町1番47号
TEL 018-863-9015 FAX 018-863-9188

《商工団体等書類提出先》

■秋田県産業労働部産業政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL018-860-2215 FAX018-860-3887